

市民監視・運動つぶしの土地規制法

山本みはぎ

通常国会会期末の2021年6月16日未明に強行採決をされた「土地規制法」について、不戦ネットでは、5月11日、「危ない！重要土地等調査規制法案」と題した、緊急の学習会を飯島滋明さん（名古屋学院大学）を講師に行いました。（報告は、前号参照）

基地や原発など、政府が重要施設とした周囲を注視区域、特別注視区域に指定し、総理大臣が土地の利用者、関係者に資料の提供を求めることがで、従わない場合は刑事罰を含む罰則を科すという、住民監視法です。衆議院では、野党が求めた参考人質疑は行われず、わずか12時間の審議で委員会での強行採決がされました。「表現の自由と開かれた情報のためのNGO連合」などの呼びかけで始まった反対声明に全国から200団体以上が賛同しましたが、残念ながら大きな反対運動は起らず、国会を通過してしまいました。

すでに、来年度予算の概算要求案も出ており、土地利用状況の管理システム整備費など計約24億4千万円を計上しています。来年5月までに区域設定の基本方針案を検討し、6月1日から一部施行し、規制について審議する「土地等利用状況審議会」を設置し、9月1日から調査対象区域を公示して全面施行をしています。

国会答弁で、民間と共に自衛隊基地は対象になると明言していることから、小牧基地も対象になります。最も影響を受けるのは米軍基地が集中する沖縄で、沖縄本島のみならず中国脅威論を背景に自衛隊配備が進む、「国境に接する」南西諸島の島々は対象区域になり、大きな影響を受けます。すでに、沖縄では「土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」を結成し、国に対しての意見書提出や地方議会での請願・陳情運動を行っています。私たちの生活や運動にも大きな影響を受けるこの法律の問題点を改めて検証し、廃案に向けてできることを考えていきます。

そもそも立法事実がない

この法律は、北海道や長崎の自衛隊基地周辺の土地を外国資本が取得しており、そのために安全保障上に不安があるという理由で法制化が始まりました。しかし、赤嶺政賢衆議院議員の質問に対し

て、防衛省は「2013年度から2020年度に全国約650の自衛隊や米軍基地の隣接地を対象に、不動産登記簿を基に土地所有者を調べた結果、7万8920人の所有者がいるが、外国人は7筆」と回答しています。また、全国約650の「防衛施設」に隣接する土地を調査した結果、「現時点で、防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認をされていない」（2020年2月25日、衆院予算委員会）としていることから、政府が言うように外国資本を対象にした法律制定を必要とするだけの立法事実はないことが明らかになっています。「外国人は危険」という排外意識を利用して、法律制定の眞の目的を隠蔽するようなやり方は姑息としか言いようがありません。

市民監視の法律

この法律の正式名称は、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」といい、内閣総理大臣が、自衛隊や米軍基地、海上保安庁、政令で定める「生活関連施設」などの「重要施設」の周辺概ね1kmの範囲内と国境に接する離島を「注視区域」に指定し、土地・建物の所有者・貸借者に対して、利用状況を調査し、必要に応じて報告をも求め、従わなければ罰金刑を課すというものです。調査の結果、重要施設などの機能を阻害するもの、また「明らかな恐れ」があると判断すれば、土地・建物の利用の中止の勧告・命令し、従わなければ懲役を含む罰則を科すというものです。また、一定面積以上の土地・建物の売買について届け出を義務付け、無届やウソの届け出に対しては刑罰を科すとしています。市民生活に大な影響を及ぼし、憲法に定められている、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権など侵害する危険性をはらんでいます。

なによりも問題なのは、多くの重要な事項があいまいなまま、政府がつくる基本方針や政令に委ねられていることです。法律であいまいにされているいくつかをあげてみます。ひとつは、対象となる重要施設で法律に明記されているのは、自衛隊、在日米軍、海上保安庁のみで、その他政令で定める国民の生命や財産にかかわる「生活関連施設」で政府が明らかにしたのは、原子力関連施設と自衛隊が共用する民間空港のみです。そして、対象指定施設に指定されるためには、「機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重

大な被害が生ずるおそれがあると認められる」とが必要とされていますが、この要件自体が曖昧で、政府の恣意的な解釈によって対象施設が拡大される恐れがあります。更に、政府が中止勧告や命令ができ、懲役や罰金刑まで課せられている、「施設機能を阻害する行為」も、具体的なことは基本方針で定めるとしていることから、これも恣意的判断で拡大することができます。

また、地方公共団体の長に対し、注視区域内の土地等の利用者に関する情報の提供を求めることが出来、提供を求められた機関は、提供に応じなければならぬとされていますが、その範囲も政令に委ねられています。注視区域内の利用者に対して、該当の土地等の利用に関して、報告や資料の提出を求めることが出来、それを拒否した場合には罰金を科すことができるとされています。自治体が、本人の知らないうちに関係者の個人情報や思想・信条にかかわる情報を一方的に提供する可能性もあります。また、刑事罰を加えることで、当該住民を威嚇していることも大きな問題である。

更に、注視区域内の土地利用者が重要施設の「機能を阻害する行為」に供し又は「供する明らかにおそれがあると認めるとき」には勧告や命令でき当該土地の利用を制限するとされているが、実際にどんな行為が該当するのかあいまいで、これも恣意的に判断される恐れがある。

内閣総理大臣に権力が集中

法律の中核となる、重要施設の周辺の土地・建物の利用者などの調査や取引等の規制は、すべて内閣総理大臣が集中して行います。先にみてきたように、法律の重要な部分は法律に明記されておらず、総理の意向で恣意的に運用される危険性があります。秘密保護法では、特定秘密の指定は関係行政機関が、ドローン規制法で飛行禁止区域を指定するのは関係省庁が行うことからみても、この法律は総理大臣に権限が集中しているかがわかります。憲法では、内閣は国会の監督を受けるとされていますが、国会の関与もないことから時の政権に都合の悪い者に対しては弾圧の対象のもなり得るという極めて危険な法律と言わざるを得ません。

2015年7月、安倍政権下で集団的自衛権行使容認が閣議決定され、安保法制の強行採決が行われたこと、モリカケ・桜事件などで政権に不都合なことを隠蔽・改ざんしたこと、菅政権下では日本学術

会議の任命拒否事件など、この間の安倍・菅政権のもとでどれだけ憲法を破壊や政治の私物化する政治が行われて来たか、忘れるわけにはいきません。

運動つぶし

冒頭に書いたように、来年6月には一部が、9月には全面的に施行されます。すべての個人情報が収集され、いつでも規制されるように準備が進められています。すでに今年6月には、沖縄の北部訓練場返還地で、米軍が大量に遺棄した廃棄物を、汚染者である米軍と防衛局に対して浄化責任を求めて行動をしていた、チョウ類研究者の宮城アキノさんなどが、沖縄県警によって違法な家宅捜査を受け、書類送検をされるという事件が起きています。この事件に端的に見られるように、基地反対運動や原発反対運動など政府の政策を批判的なものに対して、見せしめ的に恫喝をし、運動を委縮、弾圧するということにもつながります。

安倍・菅政権下で、憲法違反の安保法制、共謀罪、特定秘密保護法、ドローン規制法、盗聴法など治安弾圧的な法律が立て続けに成立しましたが、この法律もその一環です。何よりも、防衛費の増強や南西諸島への自衛隊配備(ミサイル配備による要塞化)、憲法改悪策動などによる「戦争ができる国造り」の一環の法律です。

先に書いたように沖縄では、市民と自治体議員有志で「土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」が、各自治体議会や自治体の長などに、法律の廃止と、法の被害から住民を守る請願や陳情、要請などが取り組まれています。基地の集中する沖縄が一番に影響があることは間違いないですが、沖縄に限らず全国どこでも起こりうる問題です。現に、小牧基地は民間との共用空港であることから、その対象となることが明らかになっています。

来る、11月25日、沖縄在住でこの問題の危険性・重要性を積極的に発信し続けている谷山博史さんのオンライン講演会を開催し、自治体への働きかけを行っていきたいと考えています。ぜひ、参加し共に行動をしていきましょう。

